

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
当日の翌日
にたるとは、
翌日)

目次

◇ 告 示 みつばちの腐蛆病の発生

土地改良事業計画の決定

土地改良事業計画の適否の決定(五件)

土地改良事業の認可

土地改良事業計画の変更の適否の決定

解除予定の保安林

建築基準法による道路の位置の指定

◇ 告 示 砂利採取業務主任者試験の合格者

告 示

鳥取県告示第六百三十号

みつばちの腐蛆病が発生したので、みつばちについての腐蛆病予防に關

する規則(昭和三十一年四月鳥取県規則第二十七号)第五条の規定により、
次のとおり告示する。

昭和五十五年八月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 発生場所等

発生年月日 発生場所 発生群数

昭和五十五年八月一日 八頭郡若桜町大字 十五群
刈見一

二 必要な措置

みつばちの腐蛆病の発生した地点を中心として半径二キロメートル以
内の区域にあるみつばち及びみつばちの腐蛆病の病原体をひろげるおそ
れのある物品は、昭和五十五年八月十八日までの間、家畜防疫員の指示
に基づいて移動させる場合のほか移動させてはならない。

鳥取県告示第六百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定
に基づき、昭和五十五年三月二十一日付けで東伯郡泊村大字園七三四中田
進ほか十六人の者から申請のあつた県営で行う土地改良(泊地区農林漁業
用揮発油税財源身替農道整備)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、
同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年八月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百三十二号

昭和五十五年五月七日付けで国府町から申請のあつた土地改良（麻生地
区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地
改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において
準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年八月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十三号

昭和五十五年五月七日付けで国府町から申請のあつた土地改良（宇倍野
地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土
地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項におい
て準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年八月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る対定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十四号

昭和五十五年六月十八日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（栃原地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年八月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十五号

昭和五十五年六月十八日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（福岡（久住谷）地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年八月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十六号

昭和五十五年六月二十八日付けで関金町から申請のあつた土地改良（黒谷地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年八月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十七号

赤碓町から申請のあつた町営土地改良（松谷地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年七月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年八月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百三十八号

昭和五十五年六月五日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（上米積地区農地造成）事業計画の変更については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年八月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年八月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市和田町字下大灘東三一〇九の一、三二〇九の三

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百四十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十五年八月五日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十五年八月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市巖城四四六番地 六 有限会社中部高力 取締役社長高力典夫	倉吉市生田字下河原 一六七、一六八、一七〇一八、一七〇一二及び一七〇一四の一部	幅員 六・〇〇〇二一・〇〇メートル 延長 七二・二〇メートル

公 告

昭和55年7月31日に実施した砂利採取業務主任者試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和55年 8月 5日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 田村 義寿	3 森下 正宏	6 田村 拓哉
9 清水 四郎	10 井上 雅嗣	11 河村 芳雄
15 早田 照彦	17 西村 松藏	19 藤田 和彦
20 大田 哲愛	21 山口 由紀	30 長谷川 恒幸
31 田保 典典	35 小椋 博文	